

令和7年5月16日（金）午後2時

大阪広域水道企業団

総務部 財務課（契約グループ）

電 話 06-6944-6047（直通）

Email keiyakukensa@sbox.wsa-osaka.jp

入札参加資格者の入札参加停止について

標記について、下記のとおり大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づき、入札参加停止を措置しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格者

- (1) 名称等 株式会社A・S・P
所在地 大阪市中心区
業者番号 006852567
- (2) 名称等 株式会社渡辺塗装
所在地 大阪市中心区
業者番号 006918471
- (3) 名称等 旭技建株式会社
所在地 大阪市中心区
業者番号 006162949
- (4) 名称等 株式会社ケイテック
所在地 大阪市中心区
業者番号 006798918
- (5) 名称等 株式会社北陽
所在地 大阪市東淀川区
業者番号 006715173
- (6) 名称等 株式会社トーワ技研工業
所在地 大阪市淀川区
業者番号 006821818

(7) 名称等 株式会社東技コーポレーション
所在地 大阪市淀川区
業者番号 007011523

(8) 名称等 株式会社ベトナテクニカル
所在地 大阪市大正区
業者番号 007114933

2 措置要因

- 1 (1) 及び 1 (2) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分を受けた。
- 1 (3) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、建設業法第 28 条第 5 項に基づく営業停止処分を受けた。
- 1 (4) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、建設業法第 28 条第 3 項及び同条第 5 項に基づく営業停止処分を受けた。
- 1 (5) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、経営規模等評価申請書についての虚偽記載等により建設業法第 28 条第 3 項及び同条第 5 項に基づく営業停止処分及び同条第 1 項に基づく指示処分を受けた。
- 1 (6) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分及び同条第 1 項に基づく指示処分を受けた。
- 1 (7) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、経営規模等評価申請書についての虚偽記載等により建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分及び同条第 1 項に基づく指示処分を受けた。
- 1 (8) の入札参加資格者が、令和 7 年 4 月 15 日付けで、大阪府知事から、建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分を受けた。

3 適用条項

- 1 (1) から 1 (4)、1 (6) の入札参加資格者
大阪広域水道企業団入札参加停止要綱 第 3 条 別表 第十一号 (3) ロ (ロ)
- 1 (5) 及び 1 (7) の入札参加資格者
大阪広域水道企業団入札参加停止要綱 第 3 条 別表 第十一号 (2) ロ
- 1 (8) の入札参加資格者
大阪広域水道企業団入札参加停止要綱 第 3 条 別表 第十一号 (3) イ (ロ)

4 措置期間

- 1 (1) から 1 (4)、1 (6) の入札参加資格者
令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 8 月 15 日まで (3 月)

1（５）及び1（７）の入札参加資格者

令和7年5月16日から令和7年11月15日まで（6月）

1（８）の入札参加資格者

令和7年5月16日から令和7年7月15日まで（2月）